東久留米市立児童館指定管理者の指定について

市では、下記施設の指定管理者について、指定管理者選定委員会の審査により、指定 管理者の候補者を選定していましたが、平成29年12月13日の市議会の議決を経て、 指定管理者として指定しましたので、お知らせします。

- 1 指定管理者を設置する施設
 - (1) 東久留米市立子どもセンターあおぞら
 - (2) 東久留米市立中央児童館
- 2 指定管理者の名称等

名 称 葉隠勇進株式会社

代表者 代表取締役 大隈 太嘉志

所在地 神奈川県川崎市中原区下小田中三丁目34番1号

- 3 指定期間
 - (1) 東久留米市立子どもセンターあおぞら 平成30年4月1日 から 平成35年3月31日 まで
 - (2) 東久留米市立中央児童館平成31年1月1日 から 平成35年3月31日 まで

詳しくは児童青少年課児童青少年係 電話042-470-7735